

地方債関係等資料



総務省

平成31年4月

自治財政局地方債課

平成31年度地方債計画のポイント

1 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額12兆56億円（前年度比3,600億円、3.1%増）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額28億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、12兆84億円（前年度比3,575億円、3.1%増）
うち普通会計分：9兆4,294億円（前年度比2,076億円、2.3%増）
公営企業会計等分：2兆5,790億円（前年度比1,499億円、6.2%増）

2 臨時財政対策債の発行

- ・ 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆2,568億円（前年度比7,297億円、18.3%減）を計上。

3 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。）に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、6,084億円を計上。
- ・ 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を創設することとし、3,000億円を計上。

4 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大することとし、4,320億円を計上。

5 財政融資資金の償還期間の延長

- ・ 学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設）について、20年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 一般廃棄物処理事業について、15年以内（うち据置3年以内）を20年以内（うち据置3年以内）に延長。

6 地方公共団体金融機構資金の償還期間の延長等

- ・ 学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設等）及び社会福祉施設整備事業について、20年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 一般廃棄物処理事業について、15年以内（うち据置3年以内）を20年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 過疎対策事業（診療施設）について、地方公共団体金融機構資金を配分。

平成31年度地方債計画①

平成31年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

(単位: 億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,140	1,130	10	0.9
4 災害復旧事業	955	873	82	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,415	22,634	2,781	12.3
(1) 一般	2,113	2,332	△ 219	△ 9.4
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,978	50,734	9,244	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,773	12,298	475	3.9
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,710	25,057	1,653	6.6
合 計	86,688	75,791	10,897	14.4

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(281)	(276)	(5)	(1.8)
総 計	(281)	(276)	(5)	(1.8)
内 普通会計分	94,282	92,186	2,096	2.3
訳 公営企業会計等分	25,774	24,270	1,504	6.2
資金区分				
公 的 資 金	47,892	45,848	2,044	4.5
財 政 融 資 資 金	29,507	28,066	1,441	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,385	17,782	603	3.4
(国の予算等貸付金)	(281)	(276)	(5)	(1.8)
民 間 等 資 金	72,164	70,608	1,556	2.2
市 場 公 募	39,400	38,200	1,200	3.1
銀 行 等 引 受	32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画②

平成31年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計 画 額 (A)	平成30年度 計 画 額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	9	30	△ 21	△ 70.0
	災害復旧事業	10	9	1	11.1
	一般単独事業	3	2	1	50.0
公営企業債					
	下水道事業	6	12	△ 6	△ 50.0
国の予算等貸付金債		(5)	(4)	(1)	(25.0)
総 計		(5)	(4)	(1)	(25.0)
		28	53	△ 25	△ 47.2
内 訳	普 通 会 計 分	12	32	△ 20	△ 62.5
	公 営 企 業 会 計 等 分	16	21	△ 5	△ 23.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	20	36	△ 16	△ 44.4
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	8	17	△ 9	△ 52.9
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(5)	(4)	(1)	(25.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画③

平成31年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,149	1,160	△ 11	△ 0.9
4 災害復旧事業	965	882	83	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,418	22,636	2,782	12.3
(1) 一般	2,116	2,334	△ 218	△ 9.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	60,000	50,775	9,225	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,779	12,310	469	3.8
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,716	25,069	1,647	6.6
合 計	86,716	75,844	10,872	14.3

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(286)	(280)	(6)	(2.1)
総 計	(286)	(280)	(6)	(2.1)
内 普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
記 公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
資金区分				
公 的 資 金	47,920	45,901	2,019	4.4
財政融資資金	29,527	28,102	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,393	17,799	594	3.3
(国の予算等貸付金)	(286)	(280)	(6)	(2.1)
民間等資金	72,164	70,608	1,556	2.2
市場公募	39,400	38,200	1,200	3.1
銀行等引受	32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

- 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

- 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画④

(参考)

平成31年度地方債計画について

平成31年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は1兆2兆56億円となり、前年度に比べて3,600億円、3.1%の増となっている。

このうち、普通会計分は9兆4,282億円で、前年度に比べて2,096億円、

2.3%の増、公営企業会計等分は2兆5,774億円で、前年度に比べて1,504億円、6.2%の増となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆2,568億円(前年度に比べて7,297億円、18.3%の減)を計上している。

(3) 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

① 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。)」に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、6,084億円を計上している。

② 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を創設することとし、3,000億円を計上している。

(4) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業5,000億円を計上している。

(5) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大することとし、4,320億円を計上している。

(6) 過疎対策事業の推進

過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,700億円を計上している。

(7) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進するため、上水道、下水道の広域化等の取組み、「3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(8) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

(9) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(10) 財政融資資金の償還期間の延長

① 学校教育施設等整備事業(幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設)について、20年以内(うち据置3年以内)を25年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

② 一般廃棄物処理事業について、15年以内(うち据置3年以内)を20年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

(11) 地方公共団体金融機構資金の償還期間の延長等

① 学校教育施設等整備事業(幼稚園その他の学校施設等)及び社会福祉施設整備事業について、20年以内(うち据置3年以内)を25年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

② 一般廃棄物処理事業について、15年以内(うち据置3年以内)を20年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

③ 過疎対策事業(診療施設)について、地方公共団体金融機構資金を配分することとしている。

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額28億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

平成31年度地方債計画⑤

【参考1】通常分・特別分の状況（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
通常分	52,926	43,553	9,373	21.5
特別分	41,368	48,665	△7,297	△15.0
臨時財政対策債	32,568	39,865	△7,297	△18.3
財源対策債	7,900	7,900	0	0.0
退職手当債	800	800	0	0.0
調整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
総 計	120,084	116,509	3,575	3.1
通常分	78,716	67,844	10,872	16.0
特別分	41,368	48,665	△7,297	△15.0

（注）公営企業会計等分はすべて通常分である。

【参考2】地方債資金の構成内訳（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	平成31年度計画		平成30年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	47,920	39.9	45,901	39.4	2,019	4.4
財政融資資金	29,527	24.6	28,102	24.1	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,393	15.3	17,799	15.3	594	3.3
（国の予算等貸付金）	（286）	-	（280）	-	（6）	（2.1）
民 間 等 資 金	72,164	60.1	70,608	60.6	1,556	2.2
市場公募	39,400	32.8	38,200	32.8	1,200	3.1
銀行等引受	32,764	27.3	32,408	27.8	356	1.1
合 計	120,084	100.0	116,509	100.0	3,575	3.1

（注）1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆900億円（前年度比2,100億円、3.1%増）を予定している。

2 国の予算等貸付金の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

(2) 事業年度

平成31・32年度

※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

(3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%

(4) 事業費

1. 2兆円（平成31年度）

2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

【対象施設】

治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災 等

(2) 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

(3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

(4) 事業費

0. 3兆円（平成31年度）

緊急自然災害防止対策事業債について

1 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される地方単独事業

(1) 対象施設

治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

(2) 具体的な対象事業

- ・ 国庫補助事業の要件を充たさない事業を対象とする。

2 緊急自然災害防止対策事業計画

本計画については、対象施設の区分ごとに分類した上で、個別の事業ごとに作成する。

(1) 記載事項

- ① 事業の概要（内容、期間、事業費、財源内訳）
- ② 事業の必要性、緊急性

以下の（i）～（iii）等を踏まえた事業の必要性・緊急性（優先度）を記載。

（i）事業の対象となる地域の危険性

- ・ 自然災害が発生した場合の事業の対象となる地域の危険性について記載。

※ 事業の対象となる地域には、地域防災計画上、災害発生時に危険な区域として指定されていない区域も含む。

(ii) 事業の対象となる施設に係る防災・減災面での点検結果

- ・ 事業の対象となる施設について、これまで防災・減災面での点検を実施している場合、当該点検の結果を記載。

(iii) 事業の対象となる施設の個別施設計画の策定状況

- ・ 個別施設計画（同種・類似の計画を含む）が未策定の場合には、今後の策定見込みについて記載。

(2) 手続

- ・ 各地方公共団体が当該施設を所管する省庁に対し、計画を提出。
- ・ 関係省庁の確認を経た後、当該地方公共団体は、総務省に対し、起債の届出・協議に併せ、当該計画を提出。
※市町村は都道府県を經由して行う。

3 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

4 財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

緊急自然災害防止対策事業計画について<記載例>

事業名	●●川河川改修事業	対象施設の区分	河川		
事業の内容 (施工場所(所在地))	〇〇市が管理する●●川に係る河道掘削、排水機場の整備を行うもの。 (〇〇市●●地区)				
実施期間	2019年11月～2021年3月				
財源 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源	その他特定財源
	2019年度	150,000	150,000	0	0
	2020年度	200,000	200,000	0	0
	計	350,000	350,000	0	0
事業の必要性、緊急性	<p>・市内を流れる●●川は、過去にも台風による大雨等の際し、幾度となく堤防決壊等による氾濫を繰り返してきており(例：昭和50年、平成6年)、●●川よりも低位にある●●地区等が浸水し、同地区等の多数の家屋に浸水被害が生じるとともに、学校等をはじめとした公共施設にも大きな浸水被害が生じてきた。</p> <p>・平成30年度に、市が所有・管理する河川管理施設について、市独自の一斉点検を行った結果、今後想定される大雨等が発生した際、現在の河道や排水機場の状態では、過去に生じたような浸水被害が再び発生する可能性があることが判明したところ。</p> <p>・今回整備する河川管理施設については、個別施設計画は未策定であり、平成31年度中に策定予定だが、上記の状況から、緊急に河道掘削と排水機場の追加整備を実施する必要がある。</p>				

<参考> 国庫補助対象とならない理由

防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修事業であるため。

市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に進むためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

3. 財政措置

(1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内

(2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置

5. 起債対象経費

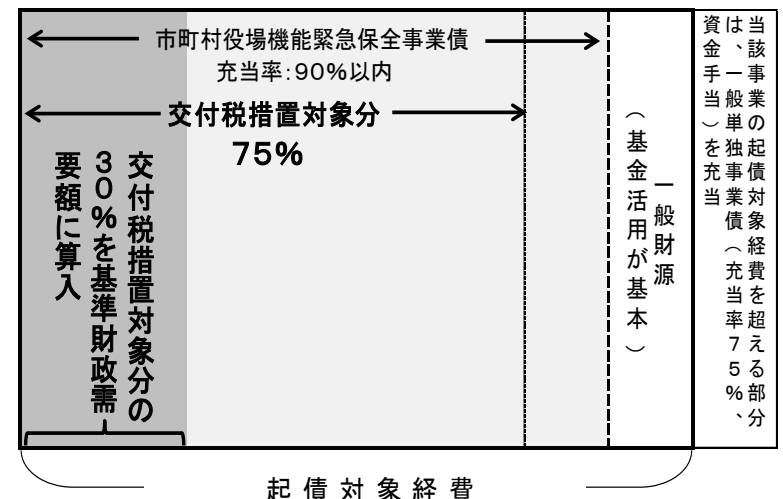
庁舎建替え事業費 × (建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

※対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

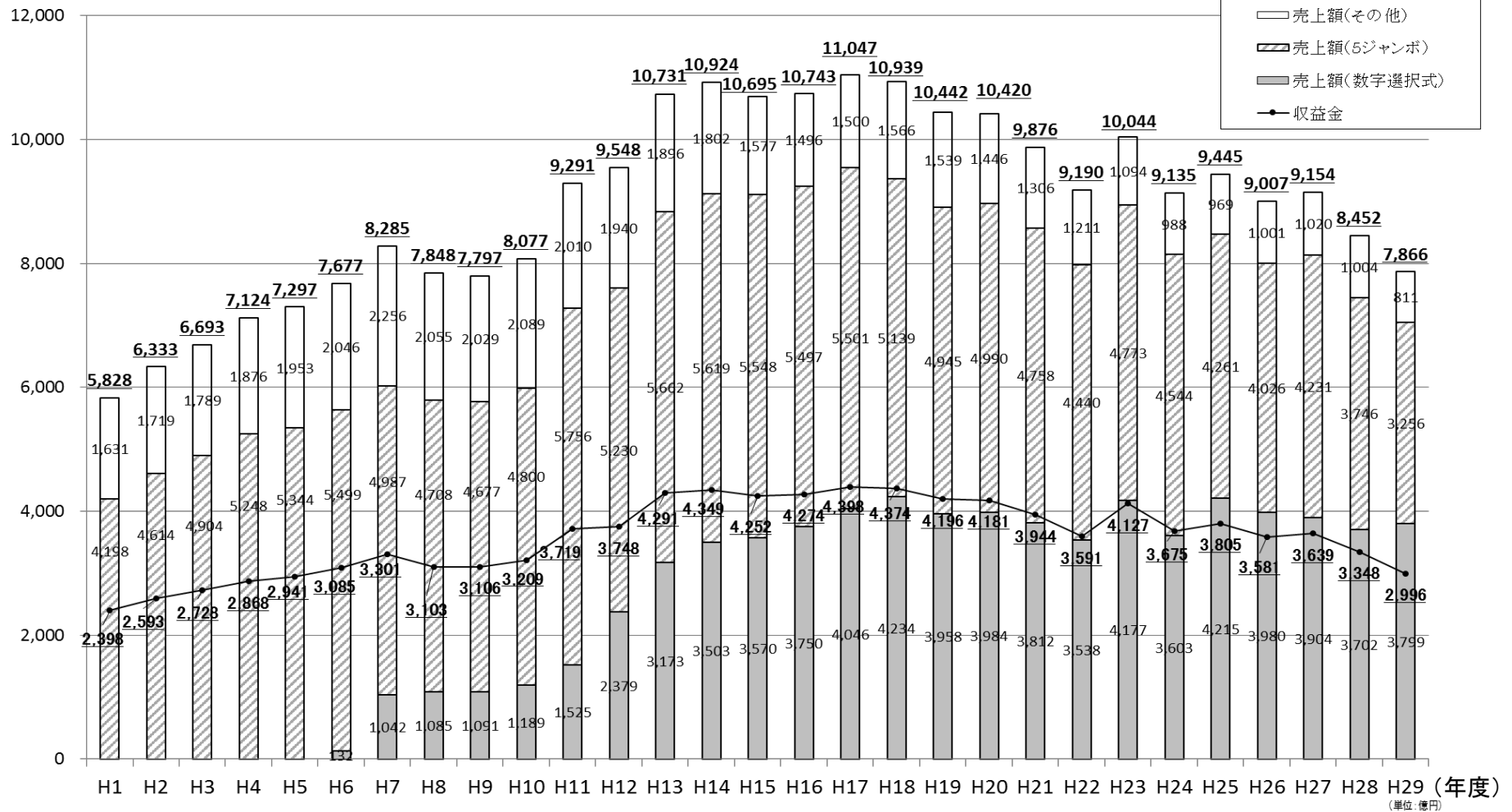
※用地費は、一般単独事業債（一般事業）による対応

<イメージ>



宝くじの売上額と収益金額の推移

(億円)



	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
売上額	5,828	6,333	6,693	7,124	7,297	7,677	8,285	7,848	7,797	8,077	9,291	9,548	10,731	10,924	10,695	10,743	11,047	10,939	10,442	10,420	9,876	9,190	10,044	9,135	9,445	9,007	9,154	8,452	7,866
収益額	2,398	2,593	2,728	2,868	2,941	3,085	3,301	3,103	3,106	3,209	3,719	3,748	4,291	4,349	4,252	4,274	4,398	4,374	4,196	4,181	3,944	3,591	4,127	3,675	3,805	3,581	3,639	3,348	2,996

※端数処理の都合により、数値が一致しない場合がある

※全国自治宝くじ事務協議会、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会、近畿宝くじ事務協議会、西日本宝くじ事務協議会等の資料による

宝くじのインターネット販売の本格的導入

- 地域の公共事業や福祉施策などに活用されている宝くじの売上の向上に向け、購入利便性の向上のため、発売団体(全都道府県及び全政令指定都市)において、インターネット販売を本格的導入
- 具体的には、平成30年10月24日(水)から、宝くじ公式サイト^(※)におけるインターネット販売が以下のとおり開始
 - ※ 宝くじ公式サイト
各くじの特徴、購入方法、販売スケジュール等を紹介しているwebサイト(発売団体で構成される全国自治宝くじ事務協議会が運営) (<http://www.takarakuji-official.jp/>)

1. 購入可能な宝くじの種類

- 既にインターネットで購入可能な数字選択式宝くじ(ナンバーズ・ロト)に加え、ジャンボ宝くじ・通常くじ(スクラッチを除く)が購入可能
(ほぼ全ての宝くじが購入可能)
 - ※ 全宝くじに占めるインターネットで購入可能な宝くじの割合：(現状) 46.1% (拡充後) 94.2% (平成29年度販売実績ベース)

2. 購入利便性の向上

- クレジットカード決済により購入可能
 - ※ 現在のインターネット販売における決済手段は、インターネットバンキングによる口座引落のみ
- 会員制度(商品情報等の受け取りが可能)及びポイント制度(インターネットでの100円の購入につき1ポイントの付与)の導入
 - ※ 宝くじ公式サイトでの宝くじの購入のためには会員登録が必要

各団体で想定される宝くじの売上向上策

- 宝くじの売上向上策の検討・実施に当たっては、以下の点に留意いただきたい。
 - ・ 関係者間(地域ブロック内の他県、県内市町村、みずほ銀行等)での情報共有・意見交換
 - ・ 庁内での経済・観光・広報部局等と財政担当部局の連携、意見交換
 - ・ 部局にとらわれない職員間での意見交換

- 想定される具体的な取組例は以下のとおり。

(1) 販売促進イベント等

- 都道府県知事・市町村長によるPR(PRイベントの実施、記者会見での発言等)
- 宝くじの幸運の女神・観光大使・ゆるキャラ等を起用したPR
- 大規模イベント等(ラグビーW杯、東京2020オリパラ大会等)におけるPRや特設売場の設置
- 地元のスポーツチームと連携したPR(試合会場でのPR、購入者へのプレゼント企画等)
- 地元の企業への宝くじの景品利用の促進(口座開設に際しての宝くじのプレゼント利用等)

(2) メディア広告

- 行政刊行物等への広告掲載(広報誌、各種案内、パンフレット、入場券等)
- ホームページ・バナーへの広告掲載
- twitter等のSNSでの情報発信
- 新聞・雑誌(地域情報誌等)への広告掲載
- テレビ・ラジオ・ネット番組(行政の広報番組等)でのPR
- テレビ・ラジオのスポットCM(CATV・コミュニティ放送等)

(3) ポスター等掲示

- 公共施設でのポスター掲示
- デジタルサイネージの利用(図書館、公民館等)
- 駅や公共交通機関での中吊り広告・ラッピング広告(市営地下鉄・公営バス等)
- 民間企業の広告媒体の活用(ネオンサイン等)